

相続手続をするための必要書類等

相続貯金の仮払い、協議書なし、協議書あり

番号	必要なもの	必要部数	説明	備考
①	死亡届			共通
②	相続口座振替依頼書		公共料金の引落とし、借入金の返済等がある場合にご提出ください。	
③	領収書(相続手続用)		現金でお支払いをさせていただく場合にご記入・実印の押印をいただきます。	
④	戸籍謄本(被相続人)	原本1通	出生から死亡までの連続した戸籍謄本になります。	
⑤	戸籍謄本または抄本(相続人全員)	同上	最新の戸籍のみで結構です。なお、④と重複する場合は不要です。	
⑥	印鑑証明書(相続人全員)	同上	作成後6か月以内のものでお願いします。相続貯金の仮払いの場合には請求者のみご提出となります。	
⑦	相続放棄申述受理証明書(通知書)	同上	相続放棄をした方についてはご提出いただきます。	
⑧	本人確認書類	同上	手続される相続人の本人確認書類(運転免許証など※顔写真なしは2つ以上必要)をお持ちください。	
⑨	実印		手続される相続人の実印をお持ちください。必要書類に押印をいただきます。	
⑩	被相続人名義の通帳、証書、キャッシュカード		相続貯金の仮払いの場合には原則不要です。	
⑪	相続貯金仮払依頼書		次の条件をすべて満たしている方のみの手続となります。 ・遺言書が存在しないこと。 ・遺産分割協議が行われていないこと。 ・仮払請求者が廃除等により相続資格を喪失していないこと。	相続貯金の仮払いの場合
⑫	遺産分割協議書	原本1通		遺産分割協議書がある場合： ⑫、⑬ 遺産分割協議書がない場合： ⑬のみ
⑬	相続手続依頼書		ご記入・実印の押印をいただく方は以下のようになります。 原則：相続人全員 例外(遺産分割協議書で相続する方が指定されている場合)：指定された相続人のみ	

※①～③、⑪、⑬は農協より所定の依頼書等をお渡しいたします。

※④、⑤につきましては、法務局発行の「法定相続情報一覧図」に代えることができます。

※記載内容等により、別途必要書類をお願いする場合があります。

※④～⑧、⑫は原本を確認の上、コピーさせていただきます。

2020年4月1日現在